

次に掲げる事項について、倉吉市学校教育審議会において検討いただきたい。

倉吉市教育振興基本計画の学校教育に関わる内容について

平成22年5月27日

倉吉市教育委員会教育委員長 伊藤 哲雄

(理由)

平成18年に改正された教育基本法では、地方公共団体は、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるように努めなければならないとされた。

本市においては、教育振興基本計画策定を視野に入れ、平成22年3月に、「明日の倉吉の教育を考える委員会」から提言をいただいた。この提言は今後の教育施策に活かすことはもちろんのこと、学校教育の方向性をより具体的に協議していく中で役立てていくためのものである。

この提言も踏まえ、学校教育の振興のための施策に関する基本的な計画について検討する必要がある。